

資料 1-1

社会福祉施設等の災害復旧費における実地調査
（災害査定）について

（添付資料）

- ・ 「社会福祉施設等の災害復旧費における実地調査（災害査定）
について」

- （ポイント）
 - ・ 申請者が国に対して、災害と被害の関係等の説明。
（特に、老朽化との関係など）
 - ・ 説明する内容は、被災事実やその原因、復旧方法等。
 - ・ 設備を入れ替える場合は、修理不能を示す必要。

- ・ 「＜災害査定＞（机上査定）の流れ＞

- （ポイント） 申請者の説明内容は、
 - ・ 被災施設の被害状況、原因と被害との関係、
 - ・ 工事内容（施工方法・範囲）と被害の関係、
 - ・ 費用の算出根拠 など

- ・ 「実地調査における（災害査定）における申請者の説明
ポイント」

- （ポイント）
 - ・ 説明は、災害→被害→復旧の関係がわかるよう行う。
 - ・ 復旧方針は、原形復旧、原形復旧不適當などがある。
 - ・ 風災害・水災害・地震災害ごとに、関連性の説明が異なる。

社会福祉施設等の災害復旧費における実地調査(災害査定)について

【1 概要】

国(関東信越厚生局と関東財務局)において、被災現地にて申請者が行う、
①災害と被災状況との関係、②被災状況と復旧方法の関係、③被災状況と復旧費用の関係や費用の算出根拠などの説明をもとに、査定を行います。

※査定官：関東信越厚生局職員、立会官：関東財務局職員

【2 実地調査(災害査定)の会場】

被災施設等の現地(または当該自治体会議室か関東信越厚生局会議室)

【3 基本的な進行(例)】

①現地調査⇒②被害状況説明⇒③復旧方針の決定⇒④協議書の審査⇒⑤調査額の確定

【4 申請者(自治体)が説明する内容】※根拠資料も提示下さい。

- ① 被災した施設等の所在地における災害の状況について、ご説明下さい。
(都県、政令指定市、中核市が説明(それら以外の市町村の説明も可能))
「〇〇市では、△△(台風〇号、××地震など)により、〇〇の被害を受けた。」など。
- ② 申立している当該施設の被災事実や原因
災害と被害の関係について、ご説明下さい。(申請者が説明)
(災害によって、いつ、どのような理由で、どのような被害となったのかなど)

※ 現地調査の際は、被災箇所を実際に確認します。その際、被害時等の写真等を活用し、ご説明下さい。

※ 調査会場が自治体会議室等の場合は、写真を使って、被害の状況をご説明下さい。

○復旧方針の決定

被害状況等の説明から、査定官、立会官が次の4ケースの中から、決定。

「原形復旧、原形復旧不可能、原形復旧困難、原形復旧不相当」

(注) なお、災害復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出するのが基本。

③ 工事内容・費用についてご説明下さい。(申請者が説明)

特に、工事内容(施工方法・範囲)と被害との関係や費用の算出根拠について、説明が必要。

(工事と老朽化との関係については、説明を求められます。)

- ・専門的な説明が必要なため、設計士・建築士など説明できる方の同席が可能。
- ・施工業者等の立会・同席も可能。

※工事内容の説明時に被災写真を活用。

【(参考) 調査にあたり、必要と考えられる資料】

- ・災害復旧費協議書
 - ・災害発生原因や程度(震度など)がわかる資料
 - ・当該施設の図面、被災写真
- ※例えば、配置図面に被災した場所をマークする等をしていただくと、進行がスムーズです。
- ・復旧費の積算根拠(見積書など)
 - ・設備を入れ替える場合は、修理不能を示す書類

※上記の現地調査(災害査定)は、あくまで標準的なものです。
被災状況等により、柔軟な対応となる場合があります。

<災害査定（机上査定）の流れ>

※所要時間：2～4時間程度

※査定官（厚生局）、立会官（財務局）

- 厚生局（財務局）からのあいさつ
- 申請者等のあいさつ
- 施設などの所在地における災害の状況（自治体から、管内の被害の状況やその根拠の説明）

★ 被災した施設の被害状況や原因の説明（30分程度：申請者が説明）

災害と被害の関係について、資料をもとに説明

※資料は、災害と被害の関係がわかるようにして下さい。

（被災部分を撮影した写真、被災部分を図面にマークするなど）

- ・浸水の場合：壁のどこまで浸水したか
- ・壁のひび割れの場合：ひび割れした範囲 など

★ 被災内容質疑（30分程度）

被災状況について、査定官・立会官より質問（老朽化との関連など）

- 復旧方針の決定（5分程度）（原形復旧、原形復旧不可能、原形復旧困難、原形復旧不相当）

★ 工事内容・費用の説明（30分程度：申請者が説明）

工事内容（施工方法・範囲）と被害との関係や費用の算出根拠について、説明。

★ 工事内容・費用についての質疑（30分程度）

工事内容と被害との関係や費用の算出根拠について、査定官・立会官より質問。

- 査定内容の決定（15分程度）

・申請者・関係者は退席させ、査定官と立会官とで査定内容を決定。

★ 査定内容の通告・朱入れ指示（15分程度）

・申請者・関係者を入室させ、査定内容を伝え、朱入れ作業を指示。

実地調査（災害査定）における申請者の説明ポイント

○基本的な考え方

・A:災害 B:被害 C:復旧

・ 災害復旧費は A → B → C の関連性があるものに対し補助

※査定官は、AとBの関連性を確認して復旧方針を決定

・原形復旧 ・原形復旧不可能 ・原形復旧困難 ・原形復旧不適當

○説明の区分

区分1 A ・ 申請にかかる災害の説明 ⇒災害名や規模など
☞ A「災害が原因」の認定

区分2 B ・ 認定された災害による被害の説明 ⇒施設の被害状況など
☞ B「災害による被害」の認定

区分3 C ・ 認定された被害を踏まえた復旧工事内容の説明
⇒A→B→Cの関連性を主眼として、内容をヒアリング
⇒査定官より示された「復旧方針」により査定
☞ Cの確認

(例) 風災害の場合

- A 災害 (台風〇〇号により平均風速20メートルの風が南東より吹いた)
- B 被害 (建物の南東の屋根が剥がれた)
- C 復旧 (南東部分の剥がれた屋根を修繕)

区分1 A ・申請にかかる災害の説明

⇒台風〇〇号により平均風速20メートルの風が吹いた

☞A「台風〇〇が原因」の認定

区分2 B ・認定された災害による被害の説明

⇒ (南東からの平均風速20メートルの風で)

建物の南東部分の屋根が剥がれた

☞B「災害 (台風〇〇号) による被害」の認定

区分3 C ・認定された被害を踏まえた復旧工事内容の説明

→南東部分の剥がれた屋根を修繕

⇒査定官より示された「復旧方針」 (原形復旧) により査定

⇒Cの確認

災害 (南東より平均風速20メートルの風) →被害 (南東部分の屋根が剥がれ) → (復旧) 当該部分の屋根を修繕 には関連性がある。

(例) 水災害の場合

- A 災害（24時間雨量200mmが原因で川が増水し、一帯が水没した）
- B 被害（水没により、建物も床上浸水（1m）し、エレベーターの1階部分が故障）
- C 復旧（故障したエレベーターの1階部分を修理した。）

区分1 A ・申請にかかる災害の説明
⇒24時間雨量200mmが原因で川が増水し、一帯が水没した
☞A「24時間雨量200mmが原因」の認定

区分2 B ・認定された災害による被害の説明
⇒水没により、建物も床上浸水（1m）し、エレベーターの1階部分が故障
☞B「災害（24時間雨量200mm）による被害」の認定

区分3 C ・認定された被害を踏まえた復旧工事内容の説明
⇒故障したエレベーターの1階部分を修理した
⇒査定官より示された「復旧方針」（原形復旧）により査定
⇒Cの確認
「災害（24時間雨量200mmが原因で川が増水し、一帯が水没）→被害（水没により建物も床上浸水（1m）し、エレベーターの1階部分が故障）→復旧（故障したエレベーターの1階部分を修理）」には、関連性がある。

(例) 地震災害の場合

暫定版

- A 災害（〇〇県沖でマグニチュード6.5、震源の深さ15kmの地震が発生し、
〇〇市においても震度6強を観測した）
- B 被害（地震の影響により、建物の壁筋交いに20cm程度のひびが入った）
- C 復旧（壁筋交いに生じたひびを修理した）

区分1 A ・申請にかかる災害の説明
⇒ 〇〇県沖でマグニチュード6.5、震源の深さ15kmの地震が発生し、
〇〇市においても震度6強を観測した
☞ A（震度6強の地震が原因）の認定

区分2 B ・認定された災害による被害の説明
⇒ 地震の影響により、建物の壁筋交いに20cm程度のひびが入った
☞ B（災害（震度6強の地震）による被害）の認定

区分3 C ・認定された被害を踏まえた復旧工事内容の説明
→ 壁筋交いに生じたひびを修理
⇒ 査定官より示された「復旧方針」（原形復旧）により査定
⇒ Cの確認
「災害（〇〇市において震度6強の地震）
→被害（地震の影響により、建物の壁筋交いに20cm程度のひびが
入った）→復旧（壁筋交いに生じたひびを修理）には、
関連性がある。」